

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (40203)
地域名 (地域内農業集落名)	山川地域 ( 神代、野口、安居野、追分、栗林、本村、城、竹の子、太郎原 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 1月 26日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山川地域は、耳納山麓土地改良事業受益地の西端部に位置し、米・麦・大豆・WCS等の土地利用型農業が中心である。一方、リーフレタスやホウレンソウなどの野菜栽培も行われている。施設(ハウス)は約2町5反で、地域農地の約3%弱を占める。市街化区域に隣接する平坦地であるが、大雨時には筑後川支流の内水氾濫が発生することがあり、その解消が課題である。  
地域内には構造改善未実施区域が残り、小區画も一定存在する。作業効率向上の観点から、集積・集約を促す基盤整備の是非について、将来的な検討が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山川地域は土地利用型農業を中心とするが、近年は生産量が減少傾向にある。安居野・野口・神代地域では筆面積が小さく、ハウスの混在や農道・水利条件の制約により、効率的営農への転換が進みにくい。このため畦畔整理の検討が必要であるが、ブロックローテーションを前提とした再編が求められる。  
また、気候変動を見据えた農業基盤整備(水害対策や農業水利施設整備等)への要望が多い。担い手確保には、収益性の高い経営モデルの提示と、個々の農業者の経営力向上が重要である。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	127.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	127.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業上の利用は、原則として農振農用地の範囲と同一としている。市街地近辺ゆえに農道の一般利用が多く、周囲の農業への理解が求められる。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人や認定農業者、認定新規就農者等を中心に集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集約の必要性がある農地については、中間管理機構を通じた活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
段差のある農地や不整形な農地の整備について、補助活用を含め検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修や部会活動などを活用し、担い手の経営力向上に努める。また新規就農者への受け入れ協力を努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAの支援や農業者派遣サービスなどを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩江川排水機場の再整備の早期完了を求める。

【令和7年度:座談会結果】

安居野・野口・神代地域の農地や水路等の簡易な整備可能性について意見交換を行った。協議は検討中である。